

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

土庄町長

市町村名 (市町村コード)	土庄町 (37322)
地域名 (地域内農業集落名)	大鐸地区 (肥土山、黒岩、小馬越、笠滝)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 6日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

比較的農業者が多い地区であり、自治会有志でオリーブ等を栽培しているが、20代、30代の若手耕作者がいない。特に米作は担い手も不足しているが、指導者の確保も困難な状況であり、水路を含めた管理が不十分である。鳥獣害対策も必要。機械設備も高くなっており、新規就農のハードルはより高くなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

グループ就農制度を活用し、半農半Xや女性の就農促進を行い経営体の育成を図る。鳥獣被害や農地の貸出を含め地域内の情報共有を図り、人・機械設備等の共有を図る。また、オリーブや柑橘栽培への耕作転換も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	102.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	102.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域内農地及び、その他農地利用している農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地集積・集約化は農地中間管理機構と農業委員会が中心となり進めており、引き続き、農地の集積・集約化を推進するとともに、効率の良い農地の集約化を促進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内外から多様な経営体を募集し、意向を踏まえながら担い手を育成していくために土庄町・JA・NOSAI・普及センターと連携し、相談から定着まで切れ目のないよう取り組む

(3)基盤整備事業への取組方針
-
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募集し、意向を踏まえながら担い手を育成していくために土庄町・JA・普及センターと連携し、相談から定着まで切れ目のないよう取り組む
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
-

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他	/	

【選択した上記の取組方針】

--